**記録の保存に関する覚書**

兵庫県立がんセンター（以下「甲」という。）と治験依頼者　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲乙との間において西暦　　　年　 月　 日付けで締結した被験薬　　　　　　　の臨床試験（以下「本治験」という。）に関する治験実施契約書（変更契約を含む。以下「原契約」という。）における治験終了後の記録等の保存について、下記のとおり覚書を締結する。

（記録等の保存）

第１条　本治験終了後に甲が保存しなければならない記録等の保存期間は、原契約第13条第２項に記載のとおりとする。

２　甲が記録等を廃棄する場合は、乙の下記担当部署に事前に通知するものとする。

３　保存期間を延長する場合、甲及び乙は記録の保存に関する変更覚書を締結するものとする。

（記録等の保存に係る費用）

第２条　甲が乙に請求する本治験に係る記録等の保存・管理の費用は、終了の通知日から１年度（４月１日から翌年３月31日まで。１年に満たない場合は1年とする。）あたり10,000円（税別）とする。

２　乙は、本治験終了の通知後に甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

西暦 年 月 日

甲　　　兵庫県明石市北王子町13番70号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県立がんセンター

院長　　　　　　　　　　　 　 印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

上記の契約内容を確認しました。

西暦　　　年　　月　　日　　　　　　　治験責任医師　　　　　　　　　　　　　 　　印

〔担当部署〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社　○○部　○○担当